消防力の整備指針について(概要)

- 「消防力の整備指針に関する調査検討会」報告 -

平成15年10月、消防庁において、有識者等による「消防力の整備指針に関する調査検討会」及び「同幹事会」が設置され、消防責任を担う市町村の消防力の水準のあり方について、必要な検討(検討会7回及び幹事会10回)を行い、新しい整備指針の方向性と具体的内容を示すとともに、今後とも引き続き検討を進めるべき消防の課題を整理して、報告書を取りまとめた。

1 基本的な考え方

(1)見直しの必要性について

近年、消防に対する警防、予防、救急、救助の各分野における国民のニーズの増大、大規模な地震等の自然災害やテロ災害等の事象に対応するための体制整備が強く求められている。

本検討会では、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、あらためて消防体制の総点検をした上で、消防力の充実強化、関係機関との連携等による防災・危機管理も視野に入れた、今後のあるべき消防力について、総合的・網羅的な検討を行った。

(2)指針としての位置付けの明確化

市町村の消防力の整備目標としての性格を明確にし、十分な活用を促すため、告示の名称を、「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に改める。

国が「消防力の整備指針」において、各市町村が取り組むべき「安全」の確保に関し、基本的な考えとその具体的要求の基準や内容について、明確に示すことで、各市町村は、この指針を目標として、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが期待されるものである。

2 主な具体的な内容

(1)「消防力の整備指針」の理念

市町村が、消防行政を推進していく上での理念を明示する。

総合性の発揮

複雑化・多様化・高度化する災害への対応 地域の防災力を高めるための連携 大規模災害時等における広域的な対応

(2)消防職員に必要とされる職務能力

警防・予防・救急・救助要員に求められる職務能力

消防職員の各分野別に求められる職務能力を明確にし、各分野の職務の経験を重ねることにより、より高い水準を確保していく必要性を明記する。

消防長が備えるべき資質

「一定期間の消防業務の従事経験又は教育訓練の受講経験」及び「防 災業務等行政全体にわたる幅広い見識」の必要性について明記する。

(3)警防業務

指揮隊の配置の基準

複数の消防隊等の円滑で効果的な警防活動の遂行と安全管理を徹底するため、消防署ごとに指揮専門の隊員が3人以上搭乗する指揮隊を配置する。

消防ポンプ自動車等の搭乗隊員数の基準

一定の安全化、省力化された「消防ポンプ自動車、化学消防車」及び「はしご消防自動車等」については、搭乗隊員を5人から4人に減じることができることとする。

火災・救急出動の頻度の少ない消防署所における消防ポンプ自動車等 及び救急自動車の搭乗隊員の兼務の基準

火災・救急出動の頻度が少なく、救急出動中の火災の発生確率が、2年に1回以下等の条件を満たした消防署所においては、消防ポンプ自動車等及び救急自動車の搭乗隊員の兼務を認めることとする。

通信員の基準

消防本部において、専ら通信指令管制業務を担当する通信員の数は、 人口10万人ごとに5人とする。

(4)予防業務

予防事務に要する人員の基準

予防事務に要する人員の算定指標を、人口から防火対象物数に変更 し、人口10万人の標準団体における予防要員数を、従来の12人相当 から15人相当(うち、3人相当は交替制勤務の兼務とする。)とする。

危険物事務に要する人員の基準

危険物施設の規模等により、事務量を考慮した人員とする。

予防要員の資格の基準

高度化する予防業務に対応するため、全国統一の試験に基づく予防要

員の資格制度(予防技術資格者)を創設し、予防業務担当係には、資格者を1人以上配置するものとする。

(5)救急業務

救急自動車の配置の基準

救急自動車の算定指標について、人口以外の市町村の勘案事項として、昼間人口、1世帯当たりの人口等を明記する。

都市部の消防署所における消防ポンプ自動車及び救急自動車の搭乗 隊員の兼務の基準

都市部における救急需要の急速な増加に対応するため、当該消防署所の管轄区域における火災対応について、隣接する消防署所の消防ポンプ自動車で、補完することができること等の条件を満たした消防署所においては、消防ポンプ自動車及び救急自動車の搭乗隊員の兼務を認めることとする。

救急自動車の搭乗隊員数の基準

病院間の転院搬送において、当該転院搬送に係る医療機関に勤務する 医師、看護師等が同乗する場合、救急自動車の搭乗隊員を3人から2人 に減じることができることとする。

(6)防災・危機管理分野

NBC災害対応資機材の配置基準

消防本部に、人口や重要施設の立地等の実情に応じて、NBC災害対応資機材を配置するものとする。

同報系の市町村防災行政無線の設置基準

市町村は、同報系の市町村防災行政無線を整備するものとする。

消防庁舎の耐震化等の基準

消防機関の庁舎は、耐震化、風水害への対応及び非常用電源を整備するものとする。

消防本部と消防団との通信設備の整備基準

災害活動中の消防団と管轄の消防本部が直接に無線等で交信できる 通信装置を設置するものとする。

(7)消防団

消防団の行う業務の基準

消防団の行う業務として、新たに「武力攻撃災害等における国民の保護に関する業務」を追加する。

消防団員数の基準

新たに消防団員数の指標として、「通常の火災に対応するために必要な団員数」と「大規模災害等に対応するために必要な団員数」について、定めるとともに、「離島、水害危険、火山等の地域固有の事情に起因する特別の災害対策に必要な団員数」を考慮要素として示すものとする。

3 今後の消防に係る諸課題への対応

(1)消防行政における民間事業者の活用

消防行政における民間事業者の活用については、消防力の維持・確保に 支障を生じないことを前提に、その可能性の検討を行った。

消防行政における民間事業者の活用

消防職員は、警防・予防・救急・救助の各業務の一部のみを切り離すことは困難な場合が多いが、何らかの担保手段を確保することにより、実質的に行政機関及び公務員による執行と同一視できるならば、民間事業者の活用が可能であるものも一部存在することから、今後、検討を行う必要がある。

(2)救急需要への対応

救急出動件数が著しく増加する中、厳しい財政事情等により、その増加 に合わせて救急自動車や人員等の体制整備を図ることは困難であるが、今 後も救急需要が増加し続けることも予想されるところであり、併せて地震 等の大規模災害時等の対応を含め、以下の項目について検討を行う必要が ある。

救急自動車の適正利用に係る周知啓発活動の推進

救急自動車の利用のあり方について住民に対する周知啓発活動を推 進

救急要請時や救急現場におけるトリアージシステムの確立

傷病者の重症度・緊急度の判断基準を定め、基準に基づく対応体制等 の導入等について検討

一定の出動業務や患者等の搬送業務への民間活用等

消防機関が本来対応する必要がない一定の出動・搬送業務について、 民間事業者の活用等を検討

救急事案の発生防止策(予防救急)

建築物、気候等を起因とした救急事案に係る情報について収集・分析 を行い、救急事案の発生を防止する施策を推進 消防救急自動車の活用

警防・救急業務を相互に補完するものとして消防救急自動車を活用 大規模災害時等における対応

大規模災害時等において、市町村、都道府県、国の役割分担のもと、 医療機関等の関係機関とも連携し、救急体制の充実強化について検討